## 保育の必要性の認定基準及び必要書類について

保護者等の状況が下の表のいずれかに当てはまる場合は、保育の必要性のあると認定されます。

## 保育の必要性を確認する書類

**保護者等**の状況ごとに必要な書類を提出してください。なお必要な書類の提出が無い場合は、 保護者等の状況に応じた認定ができませんのでご注意ください。(必要書類様式は鎌倉市ホーム ページからダウンロードできます)

「保護者等」の状況	必要な書類
1 居宅外で就労されている方(予定を含む) ※1	「就労(内定)証明書」
2 就労が内定している ※1・2	「就労(内定)証明書」
3 育児休業中である ※1・3	「就労(内定)証明書」
4 自営業をしている ※1	「就労(内定)証明書」、就労状況スケジュール表、自営業を証明する 書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
5 保護者が求職中の方 ※4	「求職活動・企業準備についての状況申告書(誓約書)」
6 保護者が病気の方	「診断書」※5
7 保護者が障害をお持ちの方	【手帳等の交付を受けている方】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し(手帳番号、本人欄、障害名が確認できる部分)
	【交付を受けていない方】 「診断書」※5
8 出産前後の方(出産前8週間・後8週間に 限る)	「母子健康手帳」の写し(表紙と出産予定日が確認できる部分)
9 保護者が学校に在学中の方	「就学状況申告書」、「在学証明書」 「時間割等」のスケジュールがわかる書類
10 保護者が介護している方	「介護(看護)状況申告書」 介護または看護を受ける方の「診断書」※5、「介護保険証」の写し、 その他要介護・要看護状況がわかるもの
11 認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

- ※1…月に64時間以上(休憩時間を含む)の就労時間がある場合
- ※2…入所の翌月までに就労を開始し、すみやかに「就労(内定)証明書」を提出することが必要です。
- ※3…入所の翌月までに復職し、すみやかに再度「就労(内定)証明書」を提出することが必要です。
- ※4…入所から3か月以内に就労を開始し、すみやかに「就労(内定)証明書」を提出することが必要です。
- ※5…疾病名、保育が困難な状況、またその期間に記載された、医師の証明したもの。